

一、相关新法令、新政策

● 质量发展纲要（2011-2020年）

- 【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2012〕9号
 【发布日期】2012-02-06
 【实施期间】2011-2020
 【内容提要】该纲要是继1996年颁布实施《质量振兴纲要（1996-2010年）》后，国务院再度出台的质量发展中长期规划。该纲要提出建立健全中国质量安全风险管理体系，加强质量法治建设，强化企业质量主体作用等。其中包括：

强化企业质量主体作用
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>严格企业质量主体责任。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建立企业质量安全控制关键岗位责任制，明确企业法定代表人或主要负责人对质量安全负首要责任、企业质量主管人员对质量安全负直接责任。 ➢ 严格执行重大质量事故报告及应急处理制度，健全产品质量追溯体系，切实履行质量担保责任及缺陷产品召回等法定义务，依法承担质量损害赔偿责任。 ▪ <u>加快企业质量技术创新。</u>鼓励有条件的企业建立技术中心、工程中心、产业化基地，努力培育集研发、设计、制造和系统集成于一体的创新型企业。 ▪ <u>推动企业履行社会责任。</u>推动企业积极承担对员工、消费者、投资者、合作方、社区和环境等利益相关方的社会责任。鼓励企业发布社会责任报告。
加强质量监督管理
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>强化质量安全监管。</u>制定实施国家重点监管产品目录，加强对关系国计民生、健康安全、节能环保的重点产品、重大设备、重点工程及重点服务项目的监管。 ▪ <u>实施质量安全风险管理。</u>建立企业重大质量事故报告制度和产品伤害监测制度。 ▪ <u>推进质量诚信体系建设。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 健全质量信用信息收集与发布制度。搭建以组织机构代码实名制为基础、以物品编码管理为溯源手段的质量信用信息平台，实现银行、商务、海关、税务、工商、质检、工业、农业、保险、统计等多部门质量信用信息互通与共享。 ➢ 完善企业质量信用档案和产品质量信用信息记录，健全质量信用评价体系，实施质量信用分类监管。建立质量失信“黑名单”并向社会公开，加大对质量失信惩戒力度。

一、関連する新法令、新政策

● 品質発展概要（2011-2020年）

- 【発布機関】国务院
 【発布番号】国発〔2012〕9号
 【発布日】2012-02-06
 【施行期間】2011-2020
 【概要】本概要は、1996年に公布施行された「品質振興概要（1996-2010年）」を受け継ぎ、国务院が改めて公布した品質発展の中長期計画である。本概要は、健全な中国品質安全リスク管理体制を構築し、品質の法治建設を強化し、企業の品質の主体としての役割を強化する等が打ち出されている。具体的には以下の内容が含まれる。

企業の品質の主体としての役割を強化する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>企業の品質の主体責任を厳格にする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業の品質安全制御主要職位責任制を構築し、企業の法定代表者又は主要責任者が品質安全について主要な責任を負い、企業の品質管理責任者が品質の安全について直接の責任を負うことを明確にした。 ➢ 重大な品質事故報告及び応急処理制度を厳格に実施し、製品の品質の遡及システムを健全にし、品質保証責任及び欠陥製品リコール等の法定義務を着実に履行し、法に照らして品質損害賠償責任を負う。 ▪ <u>企業の品質技術イノベーションを加速する。</u>条件のある企業が技術センター、工程センター、産業化基地を設立し、研究開発、設計、製造及びシステムインテグレーションを一体化したイノベーション型企業の育成に尽力すること奨励する。 ▪ <u>企業が社会責任を履行するよう推進する。</u>企業が従業員、消費者、出資者、提携者、コミュニティ及び環境等の利益関係者に対する社会責任を積極的に負うよう推進する。企業が社会責任報告を公表するよう奨励する。
品質の監督管理を強化する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>品質の安全監督管理を強化する。</u>国家重点監督管理製品目録を制定し実施し、国の経済及び人々の生活、健康及び安全、省エネ環境安全に関係する重大な製品、重大な設備、重大な工事及び重大なサービスプロジェクトに対する監督管理を強化する。 ▪ <u>品質の安全リスク管理を実施する。</u>企業の重大な事故報告制度及び製品傷害モニタリング制度を構築する。 ▪ <u>品質信用システムの建設を推進する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 品質信用信息の収集及び発信制度を健全化する。組織機構コードの实名制を基礎とし、物品コード管理を遡及手段とする品質信用情報プラットフォームを構築し、銀行、商務、税関、税務、工商、品質検査、工業、農業、保険、統計等の複数部門の品質信用信息の交換及び共有を実現させる。 ➢ 企業の品質信用記録及び製品品質信用情



【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2012-02/09/content_2062401.htm

● 促进就业规划（2011-2015年）

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2012〕6号
 【发布日期】2012-01-24
 【实施期间】2011-2015
 【内容提要】该规划是首部由国务院批转的促进就业专项规划，确定了“十二五”时期中国促进就业的指导思想、基本原则和发展目标等，明确“就业优先”。根据该规划，“十二五”时期的部分就业指标如下：

指标	2010年	2015年
企业劳动合同签订率（%）	65	90
企业集体合同签订率（%）	50	80
最低工资标准年均增长率（%）	12.5	>13

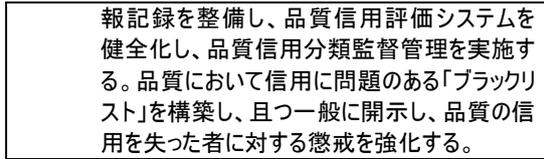
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwgk/2012-02/08/content_2061165.htm

● 关于“十二五”时期促进零售业发展的指导意见

【发布单位】商务部
 【发布文号】商流通发〔2012〕27号
 【发布日期】2012-01
 【内容提要】该意见提出：

- 鼓励和规范外资开拓中小城市零售市场；
- 鼓励外资依托零售业拓展电子商务和现代物流等新型流通业；
- 引导建立外资零售企业社会责任机制，倡导企业自发规范经营行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/201202/20120207953815.html>



報記録を整備し、品質信用評価システムを健全化し、品質信用分類監督管理を実施する。品質において信用に問題のある「ブラックリスト」を構築し、且つ一般に開示し、品質の信用を失った者に対する懲戒を強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2012-02/09/content_2062401.htm

● 就業促進計画（2011-2015年）

【発布機関】國務院
 【発布番号】国発〔2012〕6号
 【発布日】2012-01-24
 【施行期間】2011-2015
 【概要】本計画は、國務院が承認の上関係機関に転送した就業を促進するための最初の個別計画であり、「第十二次五ヶ年計画」期間中に中国が就業を促進することの指導的考え、基本原則及び発展目標等を確定し、「就業問題を優先させる」ことを明確にしている。本計画によると、「第十二次五ヶ年計画」期間中の就業指標の一部は以下の通りである。

指標	2010年	2015年
企業労働契約締結率（%）	65	90
企業労働協約締結率（%）	50	80
最低給与基準年間平均増長率（%）	12.5	>13

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2012-02/08/content_2061165.htm

● 「第十二次五ヶ年計画」期間中に小売業発展を促進することについての指導意見

【発布機関】商務部
 【発布番号】商流通発〔2012〕27号
 【発布日】2012-01
 【概要】本意見では以下の通り言及されている。

- 外資が中小都市の小売市場を開拓することを奨励し、規範化する。
- 外資が、小売業をベースに電子商取引及び現代物流等の新型流通業を開拓することを奨励する。
- 外資小売企業が社会責任メカニズムを構築するよう誘導し、企業が経営行為を自発的に規範化するよう提唱する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/201202/20120207953815.html>

● [关于执行来料加工企业转型为法人企业进口设备税收政策有关问题通知的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2012 年第 7 号
【发布日期】2012-02-06
【内容提要】该公告就海关如何具体执行《[关于来料加工企业转型为法人企业进口设备税收政策有关问题的通知](#)》（财关税〔2011〕66 号）中规定的“来料加工企业转型为法人企业进口设备税收政策”进行了具体规定。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info354530.htm>

● [来料加工企業が法人企業に転身した場合の輸入設備の租税政策関係事項の通知を実施することについての公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2012 年第 7 号
【発布日】2012-02-06
【概要】本公告は、税関が「[来料加工企業が法人企業に転身した場合の輸入設備の租税政策関係事項の通知](#)」（財関税〔2011〕66 号）中に定める「来料加工企業が法人企業に転身した場合の輸入設備の租税政策」を具体的にどのように実施するかについて具体的に定めたものである。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info354530.htm>

● [关于实施营业税改征增值税试点过渡性财政扶持政策的通知（上海）](#)

【发布单位】上海市财政局、上海市国家税务局、上海市地方税务局
【发布文号】沪财税〔2012〕5 号
【发布日期】2012-02-02
【内容提要】从 2012 年 01 月 01 日起，对上海市营业税改征增值税试点过程中因新老税制转换而产生税负有所增加的试点企业，按照“企业据实申请、财政分类扶持、资金及时预拨”的方式实施过渡性财政扶持政策。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.czi.sh.gov.cn/zcfg/gfxwj/szl/zzs1/201202/t20120207_129716.html

● [營業税を増値税に一本化する試行の移行的財政補助政策実施についての通知（上海）](#)

【発布機関】上海市財政局、上海市国家稅務局、上海市地方稅務局
【発布番号】滬財税〔2012〕5 号
【発布日】2012-02-02
【概要】2012 年 1 月 1 日から、上海市が營業税を増値税に一本化する試行の過程で、新旧税制の切換のために税負担が増加した試行企業に対しては、「企業が事実通りに申告し、財政が分類別に補助し、資金を遅滞なく前もって捻出する」という方式に基づき、移行的財政補助政策を実施する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.czi.sh.gov.cn/zcfg/gfxwj/szl/zzs1/201202/t20120207_129716.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● [《质量监督检验检疫行政许可实施办法》公开征求意见](#)

日前，国家质量监督检验检疫总局公布《[质量监督检验检疫行政许可实施办法（征求意见稿）](#)》，并公开征求意见（截止时间为 2012 年 03 月 09 日）。

二、関連する新着情報

● [「品質監督検査検査行政許可実施弁法」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国家品質監督検査検査総局は「[品質監督検査検査行政許可実施弁法（意見募集案）](#)」を公表し、且つパブリックコメントを募集している（募集締切日：2012 年 3 月 9 日）。

该征求意见稿对质量监督检验检疫行政许可的实施机关、实施程序（申请与受理、审查与决定、期限与送达、变更与延续、行政许可终止）、监督管理（包括对被许可人的监督检查）、法律责任等进行了规定。根据该征求意见稿，行政许可直接涉及申请人与他人之间重大利益关系的，质检部门在作出行政许可决定前，应当告知申请人、利害关系人享有要求听证的权利。申请人的申请符合法定条件、标准的，质检部门应当依法作出准予行政许可的书面决定。质检部门依法作出不予行政许可的书面决定的，应当说明理由，并告知申请人依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

（摘自国家质量监督检验检疫总局网站；2012年02月09日发布）

● 关于营业税改征增值税的改革试点方案的概要介绍

在中国，营业税的纳税对象为在中国境内提供应税劳务、转让无形资产或者销售不动产的纳税人；增值税的纳税对象为在中国境内销售货物或者提供加工、修理修配劳务以及进口货物的单位和个人。目前，中国的营业税与增值税两税合并改革（保留并统一计征增值税，取消营业税）已提上日程，第一步是在上海的部分行业开展试点。本文将对该改革试点方案进行概要介绍。

一、试点的背景

中国的营业税与增值税两税合并改革的目的是，解决营业税与增值税并存所造成的弊端。作为普遍共识，营业税与增值税并存的弊端主要表现在以下方面：

1. 货物销售需要消耗劳务，而劳务提供也需要消耗货物，营业税与增值税并存，存在重复征税的问题。
2. 中国目前采取分税制，增值税归国家税务局管理，而营业税主要归地方税务局管理，两税并存造成了不少税收征管、分配等问题。
3. 服务业征收营业税税负较重（按营业额全额征收；流转过程中更是每一道环节征一次税，税上加税），制约了服务业的发展。
4. 增值税是一个全球化的税种，而在世界各国征收增值税的实践中，多数国家均把劳务提供纳入增值税征收范围。营业税与增值税两税并存，重复征税，不利于中国劳务在国际市场的竞争力。

中国在1994年税制改革时，理想方案也是将货物与劳务全部纳入增值税征税范围，只是由于当

本意见征集案は、品質監督検査檢疫行政許可の実施機関、実施手順（申請と受理、審査と決定、期限と送達、変更と延長、行政許可の終了）、監督管理（ライセンスに対する監督検査を含む）、法的責任等について規定を行っている。本意見征集案によると、行政許可が直接に申請者と他人との間の重大な利益関係に係る場合、品質検査部門は行政許可の決定を行う前に、申請者、利害関係者に聴聞を求める権利があることを告知しなければならない。申請者の申請が法定条件、基準に適合する場合、品質検査部門は、法に依拠して行政許可を認める書面の決定を行うことになる。品質検査部門が、法に依拠して行政許可をしない旨の書面決定を行う場合、理由を説明し、且つ、申請人に対しては、法に依拠して行政不服審査を申立、又は行政訴訟を提起する権利があることを告知しなければならない。

（2012年2月9日付の国家品質監督検査檢疫総局ウェブサイトより抜粋）

● 營業稅を增值稅に一本化する改革試行方案の概要紹介

中国において、營業稅の課稅対象となるのは、中国国内で課稅勞務を提供し、無形資産を譲渡または不動産を販売した納稅人であり、增值稅の課稅対象となるのは、中国国内で貨物を販売または加工・修理修繕勞務を提供し、貨物を輸入する組織および個人である。現在、中国の營業稅を增值稅に一本化する改革（營業稅を取消して增值稅に一本化する）が間もなく実施され、最初に上海の一部の業務において試行を実施する。本文では、当該改革の試行方案について概要を紹介する。

一、試行の背景

中国の營業稅と增值稅の一本化改革の目的は、營業稅と增值稅が並存することによる弊害を解決することである。一般的なコンセンサスとして、營業稅と增值稅が並存することによる弊害は、主に以下の通りである。

1. 貨物の販売には勞務を消耗する必要があり、勞務の提供には貨物を消耗する必要があり、營業稅と增值稅が並存することで二重課稅の問題が存在することになる。
2. 中国は現在、稅目を分けて課稅する制度を採用しており、增值稅は國家稅務局が管理し、營業稅は主に地方稅務局が管理しており、2つの稅目が並存することで、複数の租稅徵收管理、分配などといった問題が生じている。
3. サービス業の營業稅徵收による稅負擔がやや重く（売上高全額に応じて課稅され、流通の過程では更に1つの段階ごとに1回課稅され、多重課稅される）、サービス業の發展を制約している。
4. 增值稅は、一種のグローバル化した租稅であり、世界各国で增值稅を課稅するという実践の中で、多くの国が勞務の提供を增值稅課稅範圍に組み入れている。營業稅、增值稅という2つの稅目が並存し、二重に課稅することは、中国の勞

时面临立法技术难题，未能实现。目前，社会上普遍认为，随着中国经济的市场化和国际化程度的提高，营业税与增值税两税合并改革的各方面条件已逐步成熟，因此，在企业所得税合并、增值税转型等改革完成后，营业税与增值税两税合并改革再次被提上日程，并付诸实施。

二、具体试点方案

根据《财政部、国家税务总局关于印发<营业税改征增值税试点方案>的通知》(财税〔2011〕110号)和《关于在上海市开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点的通知》(财税〔2011〕111号)等相关配套法规，对于该改革试点方案中与外商投资企业相关的主要内容，我们制表简要介绍如下：

试点地区	上海市
试点行业	交通运输业(包括陆路运输、水路运输、航空运输、管道运输)和部分现代服务业(包括研发和技术服务、信息技术服务、文化创意服务、物流辅助服务、有形动产租赁服务、鉴证咨询服务。)
试点时间	2012年01月01日起
税率	<ul style="list-style-type: none"> 在现行增值税17%标准税率和13%低税率基础上，新增11%和6%两档低税率。 租赁有形动产等适用17%税率，交通运输业、建筑业等适用11%税率，其他部分现代服务业适用6%税率。
计税方法	<ul style="list-style-type: none"> 从行业角度来说，交通运输业、建筑业、邮电通信业、现代服务业、文化体育业、销售不动产和转让无形资产，原则上适用增值税一般计税方法；金融保险业和生活性服务业，原则上适用增值税简易计税方法。 从纳税人的角度来说，一般纳税人(需获得资格认定)适用一般计税方法，其应纳税额计算公式为：应纳税额=当期销项税额-当期进项税额，当期销项税额小于当期进项税额不足抵扣时，其不足部分可以结转下期继续抵扣。小规模纳税人适用简易计税方法计税，其应纳税额计算公式为：应纳税额=销售额×征收率。

務の国際市場における競争力に不利である。

中国は1994年の税制改革時においても、理想的な方案は貨物と労務をすべて増値税課税範囲に組み入れるというものであったが、当時は立法の技術的難題に直面したために実現できなかっただけである。現在、社会での一般的な認識では、中国の経済の市場化と国際化の程度の上昇に伴い、営業税と増値税の一本化改革の各方面での条件は徐々に整ってきたと見られており、したがって、企業所得税の合併、増値税のモデルチェンジ等の改革が完了した後、営業税と増値税の一本化改革が改めて間もなく実施されることになった。

二、具体的な試行方案

『『営業税から増値税への試行方案』を印刷配布することについての財政部、国家税務総局による通知』(财税〔2011〕110号)および『上海市で交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税から増値税への試行を実施することについての通知』(财税〔2011〕111号)等の関係する関連法規に基づき、本改革試行方案において外商投資企業に関係する主な内容について、下表に簡潔に紹介する。

試行地域	上海市
試行業種	交通運輸業(陸路輸送、水路輸送、航空輸送、パイプライン輸送含む)および一部の現代サービス業(研究開発および技術サービス、情報技術サービス、文化アイデアサービス、物流サポートサービス、有形動産リースサービス、鑑定コンサルティングサービス含む)。
試行時期	2012年1月1日から
税率	<ul style="list-style-type: none"> 現行の増値税17%基準税率および13%の低税率を基準に、11%と6%という2ランクの低税率を新たに追加した。 有形動産のリースなどには17%の税率を適用し、交通運輸業、建築業などには11%の税率を適用し、その他の一部の現代サービス業には6%の税率を適用する。
税金計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 業種の視点から見た場合、交通運輸業、建築業、郵電通信業、現代サービス業、文化スポーツ業、不動産の販売および無形資産の譲渡には、原則として、増値税の通常の税金計算方法を適用する。金融保険業および生活関連サービス業には、原則として、増値税簡易計算方法を適用する。 納税人の視点から見た場合、一般纳税人(資格認定を獲得する必要あり)には、通常の税金計算方法を適用し、その課税額の計算公式は、課税額=当期の売上税額-当期の仕入税額である。当期の売上税額が当期の仕入税額よりも少ない場合、その不足部分は次期に繰り越して継続して控除することができる。小规模納税人は簡易計算方法を適用して税金を計算し、課税額の計算公式は、課税額=売上額×課税率である。

计税依据	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 纳税人计税依据原则上为发生应税交易取得的全部收入。 ▪ 对一些存在大量代收转付或代垫资金的行业，其代收代垫金额可予以合理扣除。
服务贸易进出口	服务贸易进口在国内环节征收增值税，出口实行零税率或免税制度。
优惠政策过渡	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2011年12月31日（含）前，如果试点纳税人已经按照有关政策规定享受了营业税税收优惠，在剩余税收优惠政策期限内，符合规定的项目可享受有关增值税优惠（即征即退、先征后退、免抵退）。 ▪ 因新老税制转换而产生税负有所增加的试点企业，可按照“企业据实申请、财政分类扶持、资金及时预拨”的方式享受过渡性财政扶持政策。
跨地区税种协调	试点纳税人以机构所在地作为增值税纳税地点，其在异地缴纳的营业税，允许在计算缴纳增值税时抵减。非试点纳税人在试点地区从事经营活动的，继续按照现行营业税有关规定申报缴纳营业税。

税金计算根拠	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 納税人の税金計算根拠は、原則として、課税取引により取得する全部の収入である。 ▪ 資金の代理徴収または立替が多く存在する業種に対しては、その代理徴収、立替金額は合理的に控除することができる。
サービス貿易の輸出入	サービス貿易の輸入は国内段階において増値税を課税し、その輸出にゼロ税率または免税制度を実施する。
優遇政策の移行	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2011年12月31日（当日含）までに、試行納税人がすでに関係政策に基づき営業税租税優遇を受けている場合、残りの租税優遇政策期間内において、所定の項目は増値税に関する優遇（徴収後即払戻、先に徴収した後払戻、免除・控除・払戻）を受けることができる。 ▪ 新旧税制の切替のために税負担が増加した試行企業は、「企業が事実通りに申告し、財政が分類別に補助し、資金を滞りなく前もって捻出する」という方式に基づき、移行的財政補助政策を享受できる。
地域を跨ぐ税目の協調	試行納税人が組織の所在地を増値税納税場所とした場合、異地で納付した営業税については、増値税を計算し納付する際に控除することができる。非試行納税人が試行地域で経営活動を行う場合、引き続き現行の営業税に関する規定に基づき営業税を申告納付する。

三、试点范围内的企业所需进行的准备工作

根据律师以往的实务操作经验，试点范围内的企业主要需要进行以下方面的准备工作：

1. 企业财务人员参加税务部门组织的培训，并按照税务部门的要求，购置相应的设备和软件、发票，并按照改革试点方案进行记账。
2. 企业内部培训，以使企业内部管理、税务、财务、运营团队等了解新政策，并制定相应的应对措施。
3. 企业内部的报价单、请求书、以及相关合同条款进行相应调整，并向客户进行解释沟通。
4. 企业进行税收筹划，以充分利用税收政策，以实现合法节税。

四、结语

目前，营业税与增值税两税合并试点尚处于改革初期，试点范围较小，也尚未扩展至试点区域和行业以外（何时推广至其他地区 and 行业，也尚无明确的时间表），因此，改革试点的效果如何（对试点企业的实际税负等具体有哪些影响）、以及实践操作中会面临哪些问题，有赖于改革试点工作的推进和经验总结，而相关的法律制度通常也将随着试点工作的推进而逐步完善。对于改革试点方案的推进、以及扩展情况，律师将持续予以关注。

三、試行範囲内の企業が行う必要のある準備作業

筆者のこれまでの実務取扱経験によると、試行範囲内の企業は、主に以下の方面での準備作業を行う必要がある。

1. 企業の財務人員は、税務部門が主催する研修に参加し、且つ税務部門の要求に基づき、斯かる設備とソフトウェア、発票を購入手、且つ改革試行方案に基づき記帳する。
2. 企業内部の管理、税務、財務、運営チームなどが新政策を把握できるよう企業内部で研修を実施し、且つ斯かる対応措置を制定する。
3. 企業内部の見積書、請求書、および関係する契約条項を相応に調整し、且つ顧客に説明をし意思疎通を行うようにする。
4. 租税政策を充分に利用できるよう、適法な節税を実現できるよう、企業が租税の計画を立てる。

四、終わりに

現在、営業税と増値税の一本化改革の試行は、まだ改革初期にあり、試行の範囲は相対的に狭く、試行地域および業種以外には拡張されておらず（いつその他の地域および業種に普及するかは、まだ明確なスケジュールがない）、したがって、改革試行の効果の如何（試行企業の実際の税負担などに具体的にどのような影響があるのか）、および実践の取扱においてどのような問題に直面することになるのかは、改革試行作業の推進と経験の総括に頼ることになり、また、関係する法律制度も、通常、

律师理解，营业税与增值税两税合并基本上是不可逆转的趋势，因此，对试点范围以外的企业而言（特别是目前仍主要适用营业税的企业而言），改革试点方案同样也非常重要，因此，我们建议相关企业予以关注。

（里兆律师事务所 2012 年 02 月 10 日整理编写）

試行作業が進むに伴い徐々に整備される。改革試行方案の推進、および普及状況について、筆者は引き続き注目したい。

筆者の認識では、営業税と増値税の一本化は、もはや後戻りできない勢いにあるため、試行範囲以外の企業にとっても（とりわけ、現在依然として主に営業税を適用している企業にとって）、改革試行方案が非常に重要であることから、関連企業が関心を払うよう心掛けるのがよい。

（里兆法律事務所が 2012 年 2 月 10 日付で作成）